

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、休日に当たる翌日)

種畜證明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 種畜證明書の交付 (畜産課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (三件) (二)

保安林の指定の解除 (造林課)

保安林の指定予定 (二)

保安林の解除予定 (一件) (二)

基本測量の終了 (管理課)

告示

鳥取県告示第十七号

家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第一号の

種畜證明書番号	名前	品種	生年月日	產地	父	母	級別	飼養者の所在地及び名称
昭61 鳥取県臨第1号	花茂	黒毛和種	60.9.4	八頭郡 智頭町	高茂	はな さき	1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場

鳥取県告示第十八号

大原町土地改良区が行う土地改良事業に係る大原町第二地区第二工区の換地計画の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第二百九十五号) 第五十二条の一第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覽に供する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覽に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

日南町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業日野上西地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十号

倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業沢谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十一号

用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成地区農道整備と農用地造成を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里浜二三四〇の一一五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町大字米里字三ノ崎六一六の四、六一六の五

- 2 指定の目的**
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
 - (2) 土砂の崩壊の防備
- 2 指定の目的
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (1) 立木の伐採の限度
 - (2) 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 二 保安林予定森林の所在場所
- 東伯郡東伯町大字山田字スコ谷五一、字ロクロ谷五〇八の三
- 二 保安林として指定された目的
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 一 気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四三の七から五五四三の九まで
- 二 保安林として指定された目的
- 一 魚つき
- 三 解除の理由
- 道路用地とするため

鳥取県告示第二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市福富字天王峯四一四の三・四一四の四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（五万分の一地形図定期修正）
- 二 作業地域 鳥取市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村並びに八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び若桜町
- 三 終了年月日 昭和六十一年十二月二十日